

會員の頁

第23卷第5號 昭和12年5月

隨感

會員 緒形重吉*

我が土木事業は文化の基礎をなすものにして、この重要性に至つては、今更ら多言を要せず。又之等各種土木事業に投下されたる國有又は民有、其の他の總資本は莫大なるものにして、之が運用維持如何が國家に益する所大なるものがある。然るに我土木事業にありてはその設計又は施工等に對して、當事者に何等の制限なきは最も遺憾且つ危険なるものである。抑も土木事業は實社會と最も密接なる關係を有し、又人命に直接間接に影響あるもの甚だ多し。今日各種事業に於て文化又は人命に直接間接に重大なる影響あるものに對しては、すべて國家に於て、その當事者の資格を制限して居る。醫師然り、辯護士然り、電氣事業又然りである。今試みに電氣事業に對し之等工事設計並に施工者に對し如何なる制限を與へてゐるかと云ふに、先づ逓信省に於て電氣供給事業並に鐵道事業に對し各々主任技術者を選任せしめて、之は國家檢定試験制度を採用し、この下に水力機關電氣の各主任技術者を選定し、水力機關に對しては、それぞれ逓信省の認定に依り、電氣の主任に對しては前述の主任技術者と同様、

國家試験を採用して居る。又電機製造業者に對しても逓信省の認定を要することとなつて居る。電工請負に對してさへ、電氣工事人を定めて、甲乙に區別して、それぞれ國家檢定試験を實行して居る。尙又自家用電氣に對してさへ、主任技術者の設置を強要せる状態である。この點その根本的に多少土木事業とは異なることは云へ、我土木事業界に於ては僅かに法規上定められたるものは、地方鐵道法並に軌道法に依り各その事業に對し主任技術者を選任せしむるものあるの外先年内務省に於て堰堤に對してその資格を定められたるものあるのみで、土木事業は、一般に何等經驗資格を有せずとも、設計又は施工することを得ると共に大事業完成後に對しても之が維持保修其の他に對し適確なる法規を見出すことは出来ない。之は果して合理的であるか甚だ疑問である。土木技術者は莫大なる投下資本を以て、社會の福利を増進すると共に之等莫大なる投下資本の擁護の立場にあるのである。彼の悲慘なる尾去澤の慘事は何を物語つて居るか。即ち我土木界に於ける何等かの制度上の缺陷を意味するのではなからうか。この點に就き各種土木事業關係技術者の一考を促したいと思ふ。

* 鐵道技師 工學士 鐵道省監督局技術課勤務